

新潟県教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要領

平成28年9月12日改正

第1 趣旨

この要領は新潟県教育委員会（以下「委員会」という。）が委員会以外のものを行う教育関係事業（以下「事業」という。）を共催又は後援をすることに關し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

1 共催

事業の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

2 後援

事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

第3 承認の基準

事業の主催者から当該事業の共催又は後援の申請があったときは、次の各項に掲げる承認基準により当該事業の共催又は後援を行うものとする。

1 主催者についての承認基準

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらの行政機関
- (2) 学校等の教育機関又はこれらの連合体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) 新聞、テレビ等の報道機関
- (5) その他委員会が適当と認めるもの

2 事業内容についての承認基準

次の各号の全てを満たす事業内容であること。

- (1) 教育、学術又は文化の向上、普及に寄与するものであり、かつ公益性のある事業であること。
- (2) 特定の宗教団体、政党若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政党のための活動と認められる事業でないこと。
- (3) 事業の対象又は効果が原則として県下全域にわたるものであること。
- (4) 委員会の方針及び施策に反しないものであること。
- (5) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条

例」) という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の活動と認められる事業又は暴力団を利するおそれがある事業でないこと。

- 3 事業の実施見込みについての承認基準
確実に実施される見込みがある事業であること。

第4 承認の手続

- 1 事業の主催者が行う共催又は後援の申請は、別記第1号様式によるものとし、事業の実施14日前までに提出させるものとする。
- 2 前項の申請を受理したときは、速やかに承認するかどうかを事業の主催者に通知するものとする。
- 3 事業の主催者に対する承認の通知は、別記第2号様式によるものとする。

第5 報告

後援した事業について、教育行政の運営上又は公益上必要があると認めるときは、事業の主催者に対し、別記第3号様式による報告書の提出を求めるものとする。

第6 賞状の交付

- 1 共催又は後援を行う事業について、当該事業の成績優秀者等に対して、新潟県教育委員会教育長賞(以下「教育長賞」という。)を交付することができる。
- 2 事業の主催者が教育長賞の交付を希望する場合、共催又は後援の申請と併せて第4の規定により手続を行うものとする。
- 3 申請の方法は、任意の様式によるものとし、次に掲げる書類を添付させるものとする。
 - (1) 審査要綱等
 - (2) 審査員名簿
 - (3) 賞状等の文案
 - (4) 交付対象者一覧
- 4 第5の規定により報告書の提出を求める場合、賞状の交付についても報告させるものとする。

第7 事務処理

- 1 承認に関する事務は、申請された事業に関する事務を所管する課(以下

「主務課」という。)において処理する。当該事業の内容が二以上の課の所管事務にわたるときは、当該事業に最も関わりのある事務を所管している課とし、また、いずれの課にも属さない場合は、総務課とする。

2 申請の審査は、主務課長が指名する当該課の担当者が行うものとする。また審査の適正化を図るため、関係課の課長補佐を構成員とする共催・後援検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(1) 主務課の担当者は、別記第4号様式により審査を行うものとする。ただし、定例的な事業にあつては、別記第4号様式による審査を要しないものとする。

(2) 担当者の審査の結果、申請の承認について疑義が生じた場合、主務課の課長補佐は、検討会の開催を求めることができるものとする。

(3) 検討会の庶務は、事案ごとに主務課がその都度担当するものとする。

3 起案は、主務課の担当者が自らの審査又は検討会の結果に基づいて行い、総務課長合議のうえ教育次長の決裁を受けるものとする。ただし、定例的な事業にあつては主務課長の専決とし、総務課長の合議は要しない。